

計画相談支援

項目	指摘内容	根拠法令	指摘数
具体的取扱方針	一部サービス担当者会議の開催をしておらず、またその理由等の記録がなかった。	基準省令第15条第2項第10号 解釈通知第二の2(11)⑫	4
	区が通知したモニタリング期間ごとにモニタリングを行っていない利用者がいた。	基準省令第15条第3項第2号 解釈通知第二の2(11)⑯	3
	サービス等利用計画案の作成後、本計画の作成、利用者等の同意及び交付をしていなかった。	基準省令第15条第2項第11号、第12号 解釈通知第二の2(11)⑬、⑭	1
	同一事業所内で相談支援専門員と他事業を兼務している職員が、他事業利用者のサービス等利用計画のモニタリングを行っていた。	基準省令第3条 解釈通知第二の1(1)	1
契約内容の報告等	利用者と契約成立後の区市町村への報告がされていなかった。	基準省令第6条第1項 解釈通知第二の2(2)	4
勤務体制の確保等	相談支援専門員の同一法人内別事業所との兼務が勤務表上明確でなく、適切な勤務体制でない。	基準省令第18条、第20条 解釈通知第二の2(14)、(16)	2
	相談支援専門員の同一事業所内別事業との兼務が勤務表上明確でなく、適切な勤務体制でない。	基準省令第20条第1項 解釈通知第二の2(16)①	1
計画相談支援給付費の額に係る通知	支援給付費の法定代理受領を行った場合の利用者等への通知がされていなかった。	基準省令第14条第1項 解釈通知第二の2(10)①	3
業務管理体制等の整備	法令遵守責任者の選任及び届出有無が確認できなかった。	支援法第51条の31第1項～第4項 支援法施行規則第34条の62第1項～第3項	2
会計の区分	指定計画相談事業と他事業との会計区分がされていなかった。	基準省令第29条 解釈通知第二の2(24)	2
秘密保持	一部の利用者等について、個人情報使用にかかる同意を得ていなかった。	基準省令第24条第3項 解釈通知第二の2(20)③	1
計画相談支援費	指定継続サービス利用(モニタリング)で請求すべきところを、サービス利用支援費で請求していた。	平24厚労告125号1の口の注5 障発第1031001通知第四の1(4)	1